（就労移行支援に係る指定の申請等）

**第三十四条の十六**　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労継続支援Ａ型に係る指定の申請等）

**第三十四条の十七**　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労継続支援Ｂ型に係る指定の申請等）

**第三十四条の十八**　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労定着支援に係る指定の申請等）

**第三十四条の十八の二**　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（自立生活援助に係る指定の申請等）

**第三十四条の十八の三**　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（共同生活援助に係る指定の申請等）

**第三十四条の十九**　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

**第三十四条の二十**　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二第一項において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型とする。

（就労移行支援に係る指定の申請等）

**第三十四条の十六**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（就労継続支援Ａ型に係る指定の申請等）

**第三十四条の十七**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（就労継続支援Ｂ型に係る指定の申請等）

**第三十四条の十八**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（就労定着支援に係る指定の申請等）

**第三十四条の十八の二**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（自立生活援助に係る指定の申請等）

**第三十四条の十八の三**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（共同生活援助に係る指定の申請等）

**第三十四条の十九**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

**第三十四条の二十**　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型とする。